

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



NO.764



■川副町 有明佐賀空港のコスモス

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 年金委員の皆様へ
『年金委員(健康保険委員)研修会』のお知らせ 2
- 「社会保険料(国民年金保険料)控除署名書」が発行されます 3
- 標準報酬月額が決定されました 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 傷病手当金 4~5

●佐賀県社会保険協会

- 平成25年度 社会保険事務講習会のご案内 6
- カラダ・プラス1(ワン) 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 65歳未満の老齢厚生年金受給権者の皆様へ 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

年金委員(健康保険委員)の皆様へ

『年金委員(健康保険委員)研修会』のお知らせ

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀では職域型、地域型を含め1,564名の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。今年度は、年金委員(健康保険委員)を対象に県内の各年金事務所主催で、次のとおり研修会を開催します。なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。

職域型

■佐賀年金事務所管内 TEL0952-31-4191

- ①平成25年10月23日(水) 9:30~11:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター〔第1研修室〕
- ②平成25年10月24日(木) 13:30~15:30 サンメッセ鳥栖〔大会議室〕
- ③平成25年10月29日(火) 9:30~11:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター〔第1研修室〕
- ④平成25年11月29日(金) 9:30~11:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター〔第1研修室〕

■唐津年金事務所管内 TEL0955-72-5161

- ①平成25年11月5日(火) 14:00~16:00 伊万里市民センター〔ふれあいプラザ・文化ギャラリー〕
- ②平成25年11月7日(木) 14:00~16:00 唐津市文化体育館〔文化ホール〕

■武雄年金事務所管内 TEL0954-23-0121

- ①平成25年11月25日(月) 13:30~16:00 武雄市文化会館〔小ホール〕

地域型

■佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191

- ①平成25年11月14日(木) 9:30~11:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター〔第3研修室A〕
- ②平成25年11月12日(火) 13:30~15:30 唐津市民会館〔第一会議室〕
- ③平成25年11月13日(水) 13:30~15:30 武雄市文化会館〔中集会室〕

研修内容は、年金制度、年金記録問題、事務手続きなどとなっています。詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/sic/index.htm>)にも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)に掲載されていますのでご参照ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

標準報酬月額が決定されました

標準報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額が平成25年9月1日(平成25年10月納付保険料分)から適用となります。

変更後の標準報酬月額について、被保険者(従業員)のみなさまへ通知いただきますようお願いいたします。

※平成25年9月分保険料より厚生年金保険の保険料率も改定されております。保険料計算の際、ご留意願います。

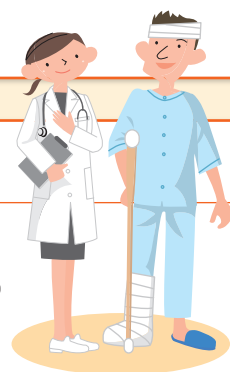


傷病手当金

休業補償

被保険者が、業務外の病気やケガの療養のために休業する場合、申請により傷病手当金を受給することができます。

| | |
|--|--|
| <p>支給される条件</p> <p>(右の4つの条件全てを満たすときに受給できます。)</p> | <p>(1)業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること</p> <p>(2)仕事に就くことができないこと 仕事に就くことができない状態の判定は、療養担当者の意見等を基に、被保険者の仕事の内容を考慮して判断されます。</p> <p>(3)連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと 仕事を休んだ日から連続して3日間(この期間を待期期間と呼びます。)の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。 ※待期期間には、有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれます。 ※待期期間に給与の支払いがあってもなくても申請できます。</p> <p>(4)休業した期間について給与の支払いがないこと 給与の支払いが傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます。</p> |
| <p>支給額</p> | <p>標準報酬日額の3分の2×休んだ日数</p> <p>●標準報酬日額は、標準報酬月額を30で割った額です。(10円未満四捨五入)</p> <p>退職後の申請で老齢(退職)年金を受けている場合や、傷病手当金と同一の傷病により障害年金を受けている場合は傷病手当金は支給されません。ただし、年金額を360で割った日額が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。</p> |
| <p>支給される期間</p> | <p>支給開始日から数えて1年6カ月以内の期間</p> |
| <p>申請書名</p> | <p>健康保険 傷病手当金支給申請書</p> |
| <p>添付書類</p> | <p>●初回 申請期間と、その前1ヶ月分の賃金台帳(写)・出勤簿(写)</p> <p>●2回目以降 給与の支給があるときのみ賃金台帳(写)・出勤簿(写)</p> <p>●障害年金を受給している場合、退職後の請求で老齢年金を受給している場合は、年金証書(写)または年金額改定通知書(写)。</p> |
| <p>提出時期</p> | <p>労務不能であった日ごとにその翌日から2年以内</p> |



ご提出前にもう一度ご確認をお願いします！

～記入漏れや記入誤りが多い箇所について～

被保険者が記入するところ

- 「傷病名」欄はご記入されていますか？
- 「被保険者証の記号・番号」欄はご記入されていますか？
- 「振込希望口座」欄はご記入されていますか？
- 「負傷原因記入欄」はご記入されていますか？(外傷の場合のみ)
- 「療養のため休んだ期間(申請期間)」はご記入されていますか？

| | | |
|----------------------|--------------------|-------|
| 療養のため休んだ期間 (申請期間) | 平成 25 年 8 月 16 日から | 31 日間 |
| | 平成 25 年 9 月 15 日まで | |

・数え間違いはありませんか

・記入漏れはありませんか
・医師が労務不能と認めていない期間を記入していませんか

事業主が証明するところ

- 証明日はご記入されていますか？
- 賃金台帳・出勤簿(タイムカード)の写しの添付漏れはないですか？

●賃金台帳・出勤簿は、申請期間とその前1カ月分が必要です。

例:申請期間が8/16～9/15で、給与の締日が末日の場合。

申請期間を含む給与計算期間分(8/1～9/30)と、その前1カ月分(7/1～7/31)を添付してください。



療養担当者が意見を記入するところ

| | | |
|---|---|------------|
| 患者氏名 | 健保 太郎 | |
| 傷病名 | (1) | 鎖骨骨折 |
| | (2) | |
| | (3) | |
| 発病または負傷の年月日 | 平成 25 年 8 月 15 日 | 発病または負傷の原因 |
| 労務不能と認められた期間 | 25 年 8 月 16 日から 25 年 9 月 15 日まで | 31 日間 |
| 療養費用の別 | 転 給 | 療養費用の別 |
| 診察実日数 | 5 日 | 診察実日数 |
| ①の期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等(詳しく) | 鎖骨を骨折し、8/15初診。鎖骨バンドで鎖骨を固定。固定するまで安静とし、固定後リハビリが必要。症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見 | |
| 人工透析を実施または人工臓器を装着したとき | 人工透析を実施または人工臓器を装着した日 | |
| 上記のとおり相違ありません。 | 平成 25 年 9 月 15 日 | |
| 医療機関の所在地 | 佐賀市〇〇 | |
| 医療機関の名称 | □〇病院 | |
| 医師の氏名 | 保険 五郎 | |

・氏名、初診日の記入漏れはありませんか

・申請期間と一致していますか
・日数「〇日間」の記入漏れはありませんか、数え間違いはありませんか

・「労務不能と認められた期間」が証明日以前の期間ですか
「労務不能と認められた期間」は証明日以前の期間のみ有効です。

例えば、労務不能と認められた期間が8月16日～9月15日で、証明日が9月10日だった場合、証明日より後の期間である9月11日～15日の証明は無効となり、支給は9月10日までとなります。

訂正された箇所がある場所は、訂正印が必要です。

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は
ホームページから
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



平成25年度 社会保険事務講習会のごあんない

『適用実務の基礎』
資格取得喪失及び算定基礎届、月額変更届など社会保険の適用に関する実務の基礎を学びます。

| 地区 | 平成25年 | 会場 |
|-----|-----------|-----------------------------|
| 伊万里 | 10月21日(月) | 伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1) |
| 鳥 栖 | 10月23日(水) | サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819) |
| 武 雄 | 10月24日(木) | 武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1) |
| 佐 賀 | 10月29日(火) | アバンセ (佐賀市天神3-2-11) |

講師 ● 社会保険労務士

『障害・遺族年金とねんきんネットや電子申請について』
障害年金および遺族年金、ねんきんネットや電子申請などに関する講習を行います。

| 地区 | 平成25年 | 会場 |
|-----|-----------|-----------------------------|
| 武 雄 | 11月18日(月) | 武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1) |
| 鳥 栖 | 11月19日(火) | サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819) |
| 伊万里 | 11月26日(火) | 伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1) |
| 佐 賀 | 12月4日(水) | アバンセ (佐賀市天神3-2-11) |

講師 ● 日本年金機構年金事務所職員

● 実施時間
各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 実施時間
各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名**
鳥栖・伊万里 **30名**

募集定員 佐賀・武雄 **50名**
鳥栖・伊万里 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

| | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 整理番号 | ☎ おわかりになる範囲で結構です。 | |
| 参加希望会場日時 | 『適用実務の基礎』 | 『障害・遺族年金とねんきんネットや電子申請について』 |
| | (伊万里・鳥栖・武雄・佐賀) 会場 平成 年 月 日 () | (武雄・鳥栖・伊万里・佐賀) 会場 平成 年 月 日 () |
| 参加者氏名 | | |
| 事業所名 | | |
| 事業所所在地 | 〒 | |
| | TEL: | |
| 分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。 | | |

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

新 健康づくり企画 KARADA PLUS ONE

あなたも チャレンジ!

今度のカラダ・プラス1は、 スマホで簡単登録!

キャラクターが変化する 体重・体脂肪の 記録ができる

カラダ・プラス1

健康づくり企画『カラダ・プラス1』とは

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。『カラダ・プラス1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防することを目的としています。日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご家族、職場の皆さんで参加ください。

イベント内容

今度のカラダ・プラス1は、スマートフォンサイトです。パソコン、携帯電話からも利用可能です。まずは目標コースから、自分にあったコースを選んでユーザー登録してください。あとは日々の運動の記録をスマートフォンサイトからマイページにログインして登録するだけ。続けて頑張るとキャラクターのプラスくんがどんどん変身し、レベルアップ!(なまけた人はダウンもあるから気をつけて!)また今度のカラダ・プラス1は、毎日の体重・体脂肪の記録や食事のチェックもでき、グラフやカレンダーで見れるからひと目で自分の変化がわかります。

目標コース紹介



ウォーキング・徒歩通勤コース
●お勧めする方
デスクワークが多い方や姿勢が悪い方など



筋肉トレーニング・ストレッチコース
●お勧めする方
脂肪を減らしたい方や筋力をつけたい方、肩こり・腰痛のある方など



禁煙コース
●お勧めする方
喫煙されている方



休肝日コース
●お勧めする方
毎日飲酒されている方(健康診断にて中性脂肪が多い、肝機能の検査項目でGTP36以上、r-GTP56以上との結果が出た方)



ジョギングコース
●お勧めする方
日頃、運動不足の方



姿勢を良くしようコース
●お勧めする方
姿勢が悪い方やおなかの脂肪を減らしたい方



自転車通勤コース
●お勧めする方
自転車・徒歩以外で通勤している方



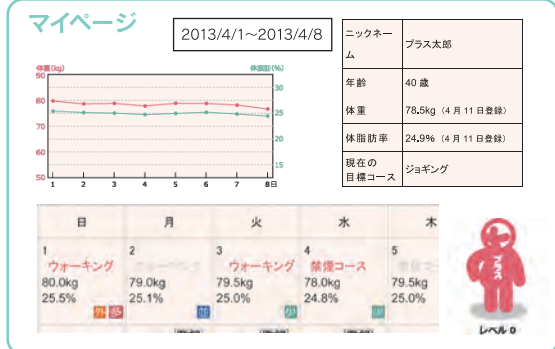
階段を使おうコース
●お勧めする方
職場や通勤で、エレベーターやエスカレーターを使用されている方



ラジオ体操コース
●お勧めする方
肩こり・腰痛のある方やデスクワークの多い方



朝食を食べようコース
●お勧めする方
毎日朝食を食べない方や午前中、ボートしてしまう方



参加条件

- 会員事業所に勤務する被保険者およびその家族。
- 参加費は無料。
- ユーザー登録(エントリー)が必要です。



参加の流れ

- 1 スマートフォン(パソコン・携帯電話でも登録可能)より入力フォームにて参加登録。
- 2 ログイン画面よりご自分で決められたIDとパスワードでマイページにログインします。
- 3 目標を実行した場合はチェックを入れ、体重や食事など必要な箇所を入力し、登録します。



スマホサイトへ

スマートフォン(パソコン・携帯電話でも登録可能)より登録。

まず始めに「初めての方はユーザー登録画面へ」ボタンをクリックし、ユーザー新規登録画面の入力をします。そのまま目標実行のチェックなどを行う方は、「マイページへログイン」ボタンをクリックすると、「ログイン」画面へとページが移動します。そこで、入力フォームで登録したIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックすると、「マイページ」画面が表示されます。次回からは、「マイページはこちらから」ボタンをクリックしていただくとログイン画面が表示されます。スマートフォンでは、ブックマークか、ホーム画面に追加していただくとすぐにサイトにアクセス出来る便利です。

ぜひ、この機会に健康づくりにご参加ください。

※送信は1日1回となります。※頑張る目標コース、体重、体脂肪の登録は3日前までさかのぼり、送信できます。※ユーザー登録時、ニックネームを変えることで家族の方もお使いいただけます。

※機種によっては、ご利用できない場合がございます。

平成25年11月 相談窓口開設カレンダー

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---------------------|--|----------------------------|----|----------------------|-------------------------------|
| | | | | | 1 伊万里市役所 (予約) | 2 |
| 3 | 4 | 5 鹿島市民会館(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで | 6 多久市役所 (予約) | 7 | 8 伊万里市役所 (予約) | 9 年金事務所 休日相談日 (完全予約) |
| 10 | 11 延長相談 19時まで | 12 基山町役場 (予約) | 13 有田町役場 東庁舎 (予約) | 14 | 15 伊万里市役所 (予約) | 16 |
| 17 | 18 延長相談 19時まで | 19 鹿島市民会館 (予約) | 20 多久市役所 (予約) | 21 | 22 伊万里市役所 (予約) | 23 |
| 24 | 25 延長相談 19時まで | 26 基山町役場 (予約) | 27 有田町役場 本庁舎 (予約) | 28 | 29 伊万里市役所 (予約) | 30 |

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 完全予約制

| 出張相談所 | 相談時間 | 予約申込先 |
|------------------------|-------------|----------------------------------|
| 多久市役所 | 10:00～15:00 | 佐賀年金事務所 0952-31-4191 |
| 基山町役場 | 10:00～16:00 | |
| 伊万里市役所 | 10:00～15:00 | 唐津年金事務所 0955-72-5161 |
| 鹿島市民会館 | 10:00～15:00 | 鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117 |
| 有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎 | 10:00～15:00 | 有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114 |

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申込ください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

65歳未満の老齢厚生年金受給権者の皆様へ

平成25年10月1日より雇用保険と年金との調整の届出が不要になります。

65歳未満で老齢厚生年金を受給している方が、雇用保険からの「失業給付」または「高年齢雇用継続給付」を受けるときは、雇用保険の給付を優先し、年金の全部または一部が支給停止されます。

●雇用保険の失業給付(基本手当)との調整

ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、失業給付の受給期間が経過した日の属する月(または所定給付日数を受け終わった日の属する月)まで、「特別支給の老齢厚生年金」が全額支給停止されます。

●雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

厚生年金に加入中の方で、「特別支給の老齢厚生年金」を受給中の方が、雇用保険の高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金)を受けるときは、在職による年金の支給停止に加えて、年金の一部が支給停止されます。

これまで65歳未満の老齢厚生年金を受給している方が、失業給付等を受けることになった場合には、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」のお届けが必要でしたが、平成25年10月1日以降に次の①から③のいずれかに該当したときは、届出は原則不要となります。

- ① 60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金の受給権が発生したとき
- ② ハローワークに求職の申込みをしたとき
- ③ 高年齢雇用継続給付等を受けられるようになったとき

※いずれの場合も、年金請求時などに日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出されている場合に限りです。



社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成25年10月分保険料の納付期限は平成25年12月2日(月)です。

※平成25年10月分の社会保険料計算に係る届書は11月7日(木)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成25年10月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。